

広島県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八六号	尾道市御調町貝ヶ原字貞広二二一番一地从先から 尾道市御調町大田字原禎田一八番一地从先まで 尾道市御調町貝ヶ原字貞広二二三番一地从先から 尾道市御調町神字神東一〇五番三地从先まで	平成二十四年三月二五日